

関係学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

平成29年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等
IT教育設備整備推進事業費）の交付の内定について（通知）

標記について、文部科学省高等教育局長から平成29年7月28日付け29文科高第408号にて交付内定の通知がありました。内定額については別紙のとおりです。

つきましては、「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費）交付要綱」に留意し、交付申請書等を作成のうえ、平成29年8月4日（金）までに下記により提出してください。

記

- 1 提出書類
- ① 交付申請書（様式第1（第4条関係））
（注）補助対象外経費は除いて作成してください。
 - ② 様式第1別紙① 「事業費明細書」
（注）補助申請額の欄は、合計のみ記入することとし、必ず補助内定額を記入してください。（事業費に変更がある場合を除く。）
 - ③ 様式第1別紙② 「IT教育設備を活用した事業の内容」
 - ④ その他必要となる書類（事業計画書に添付している場合は不要です。）
 - ・ 付帯工事についてはその内容を必ず明記するか、その内訳が分かる書類を添付すること
 - ・ 教室内における機器の配置図面
（補助対象の機器がすべて記載されているもの）
 - ・ 機器を配置（整備）する教室がわかる校舎の図面

※①～③の様式については、次のアドレスからダウンロードして作成してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

2 提出部数 各2部

3 その他

- ・事業計画書に記載した内容を変更する場合（予定していた機種が廃番になり、後継機種に変更する場合を含む。）は、当該変更に係る理由、内容等を記載した書類を添付してください。
- ・今回、申請件数の関係上、補助希望額に圧縮率（約64%）が乗じられています。
- ・補助対象事業費が減額する場合は、速やかに下記担当あてご連絡ください。

私学課 小中高振興グループ

担当 小谷

電話 06-6210-9274

FAX 06-6210-9276